

平成 2 1 年 7 月 1 5 日
独立行政法人農林漁業信用基金

独立行政法人農林漁業信用基金の会計監査人候補者の募集について

独立行政法人農林漁業信用基金は、法令の定めにより、会計監査人の監査を受けております。会計監査人の選任は主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣）が行いますが、選任にあたっては、当基金において候補者を選定することとされています。

つきましては、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方（独立行政法人通則法第 4 1 条第 2 項「公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。」に該当する者を除く。）から別紙要領に基づく企画書を募集しますので、応募される場合は、当該企画書を 1 0 部、8 月 1 3 日（木）までに当基金総務部長宛提出してください。

選考については、以下の手順で行います。

提出された企画書について、審査委員会において、会計監査人候補者選定基準に基づき審査を行います。

なお、応募者には、審査委員会において、提出された企画書の説明（1 5 分程度）をしていただく予定としております。

また、審査委員会は、8 月 2 4 日（月）～ 8 月 2 8 日（金）の間に行う予定としております（応募者には、日程が決まり次第ご連絡いたします。）。

当該審査終了後、応募者に審査結果を連絡します。

主務大臣より会計監査人の選任通知が到着後、各応募者の審査結果、選考基準を公表します。

問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金
総務部経理総括課

電 話：0 3 - 3 2 9 4 - 4 4 8 2

F A X：0 3 - 3 2 9 4 - 3 1 4 0

(要領) 企画書の記載事項、添付書類

1. 記載事項

監査の具体的実施体制、実施要項等

- ・ 監査日数、期間
- ・ 具体的実施方法
- ・ 実際に監査を行う者の人数、経験等

(注) 経験には、独立行政法人会計基準を理解していることを証する事項を含む。

- ・ 監査のサポート体制

2. 添付書類

- ・ 監査法人の場合、法人の概要を記載した書面及び定款、個人の場合、法人の概要に準ずる書面
- ・ 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合、当該事務所の人員構成、業務内容
- ・ 監査実績(独立行政法人、特殊法人、民間会社) <非公表>
- ・ 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面
- ・ 監査見積り費用(総執務日数、見積りの考え方、監査日程等に大幅な変更が生じたときの費用変更方法、など)
- ・ 独立行政法人通則法第41条第2項「公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。」に該当しないことの証明
- ・ その他の参考事項